

2012年5月18日 全15頁

# 法律·制度 Monthly Review 2012.4

金融調査部 制度調査課 是枝 俊悟

## 法律・制度の新しい動き

#### [要約]

- 2012 年 4 月の法律・制度に関する主な出来事と、4 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4月は、法人税率引下げや復興特別法人税の導入などの税制改正が施行されたこと(1日)や、衆議院が社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を設置したこと(26日)などが話題になった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

## ≪ 目 次 ≫

〇4 月の Legal and Tax Report 一覧	 2
〇4月の法律・制度に関する主な出来事	 3
〇今月のトピック	
バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率 (連結)	 4
〇レポート要約集	 9
〇4 月の新聞·雑誌記事·TV 等	 14
○4 月の大和総研ウェブサイトコラム	 15

# ◇4月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2 日	新たな中小企業会計の普及・活用策 ~中小企業の会計に関する検討会が報告書を公表~	鳥毛 拓馬	会計	P. 9
5日	銀行等の報酬開示を拡充する府令等改正	横山 淳	金融制度	P. 7
11日	社外役員の開示強化	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
12 日	バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率(連結) ~2013 年 3 月期に 3.5%、2014 年 3 月期に 4%、 以後 4.5%の水準が求められる~	金本 悠希	金融制度	P. 29
17日	法律·制度 Monthly Review 2012.3 〜法律·制度の新しい動き〜	是枝 俊悟	その他法律	P. 8
17 日	ライツ・イシューに関する政・府令(大量保有編) ~2011 年金商法改正関連シリーズ~	横山 淳	金融商品 取引法	P. 9
19 日	バーゼルⅢ告示② Tier1 比率(連結) ~2013 年 3 月期に 4.5%、2014 年 3 月期に 5.5%、 以後 6%の水準が求められる~	金本 悠希	金融制度	P. 26
19 🗖	EU、クロスボーダー・ヘッジのソブリン CDS 禁止? 〜空売り・CDS 規制の最終ルール公表〜	鈴木 利光	金融制度	P. 9
20 日	M&Aを巡るインサイダー規制の見直し ~2012 年金商法改正関連シリーズ~	横山 淳	金融商品 取引法	P. 8
24 日	空売り規制強化、12年10月31日まで延長	横山 淳	金融商品 取引法	P. 3
24 🗖	自己株取得に係る市場規制緩和の延長(12年4月)	横山 淳	金融商品 取引法	P. 2
25 日	バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率(連結) ~2013 年 3 月期に 8%の水準が求められる~	金本 悠希	金融制度	P. 27



# ◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
	◇2011 年度第 2 次税制改正、2012 年度税制改正、復興財源確保法などの一部が施行。
	・法人税率引下げ、復興特別法人税の課税。
	・減価償却について、250%定率法から200%定率法に。
	・大企業は消費税 95%ルールが適用不可に。
	◇社会保険の保険料率・給付額等が改定。
	・国民年金保険料が月 15, 020 円から 14, 980 円に引下げ。
	・国民年金・厚生年金給付額が 0.3%引下げ。
	・全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率が全国平均で 9.5%から 10.0%に引上げ。
1日	介護保険料率が 1.51%から 1.55%に引上げ。
	・雇用保険の保険料率(一般の事業)が 1.55%から 1.35%に引下げ。
	・診療報酬が改定(本体部分は 1.38%引上げ、薬価は 1.38%引下げ)
	・介護報酬が改定(1.2%引上げ)
	◇改正児童手当法が施行。3月分をもって子ども手当は廃止、4月分から名称は児童手当に。
	│◇国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が施行。国家公務員給与が平均 7.8%減額 │
	(2013 年度までの時限措置)。
	◇2012 年度本予算が成立していないため、政府は暫定予算を執行開始。
	◇2012 年度の特例公債法案が成立しないまま、2012 年度が開始(5 月 18 日現在も未成立)。
3日	│◇国税庁、「役員給与に関する Q&A」を改正。業績悪化時の役員給与減額について Q&A を追加。
	│◇国税庁、文書回答事例「相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみな│
5日	し配当課税の特例の適用関係について(相続開始前に同一銘柄の株式を有している場合)」を
	公表。
0.5	◇2012 年度本予算が成立。暫定予算は本予算に吸収された。
6日	◇金融庁、「投資ー任業者に対する一斉調査(第1次調査)の結果(速報ベース)」を公表。
10 🗖	◇金融庁、「日本版スクーク(イスラム債)に係る税制措置Q&A」を公表。
10日	│◇大和総研・東証・ミャンマー中央銀行、ミャンマーにおける証券取引所設立及び資本市場育成│
16 🗆	支援への協力に関する覚書を交わすことで合意。
16日	◇国税庁、復興特別所得税の源泉徴収に関する各種情報を公表。 ◇全融の党理事会 (CSP) 「健会なエービージュ展案本機を原則しまいま
18 日	◇金融安定理事会 (FSB) 、「健全なモーゲージ引受審査慣行原則」を公表。 ◇金融庁、空売り規制の強化措置と自己株式取得規制の緩和措置をともに 2012 年 10 月 31 日ま
	○ 立
20 日	
	マールに来り、主国の税事来省に電気料金の工弁及の原例料画品の工弁等に係る下語取引の過止
	○ASBJ、企業会計基準公開草案第 47 号(企業会計基準第 25 号の改正案) 「包括利益の表示に関
24 日	する会計基準(案)」を公表(5月25日までパブコメ募集)。
26 日	◇衆議院、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を設置。
20 日	◇国税庁、「法人が支払う『がん保険』(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて」(法令
	◇全銀協、「REG-121647-10 に対する全銀協意見書」(FATCA に関する意見書)を米国財務省に
27日	提出。
	〜金融安定理事会(FSB)、「証券貸借・レポ取引に関する中間報告書」を公表(5 月 25 日まで
	パブコメ募集)。
30 日	◇日証協、「FATCA に関する米国財務省規則案に対する意見」を米国財務省に提出。
JV H	



## ◇今月のトピック

## バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率 (連結)

### 2012 年 4 月 12 日 金本 悠希

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html ※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

#### 図表1 バーゼル皿における資本の質の見直し(算入要件)

普通株等Tier1	<ul> <li>・普通株及びその新株予約権</li> <li>・内部留保</li> <li>・普通株転換権付優先株 ⇒ その他Tier1資本への算入</li> <li>※ 公的資金に該当するものは、経過措置により2018年3月31日まで算入可</li> <li>・その他の包括利益累計額及びその他公表準備金</li> </ul>
その他Tier1	<ul> <li>・上記以外の優先株</li> <li>・ステップ・アップ付の優先出資証券 ⇒ <u>算入不可</u></li> <li>・ステップ・アップなしの優先出資証券 ⇒ <u>条件次第で算入不可</u></li> <li>※ 会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株転換の仕組みが必要等</li> </ul>
Tier2	<ul> <li>・<del>劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年未満)</del> ⇒ <u>算入不可</u></li> <li>・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年以上)</li> <li>等</li> </ul>

その他Tier1、Tier2資本に関しては、上記に加え、銀行の実質的な破綻状態において元本削減あるいは普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含められていることが2013年1月以降に追加的に算入要件となる(注)(バーゼル委2011年1月13日公表「バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素を公表」参照)

(注)ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

(出所)金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成(普通株等 Tier1の欄の1段目、4段目、5段目に一部加筆)。なお、図表中の取消し線の箇所は、バーゼルⅡにおいて算入が認められていたが、バーゼルⅢにおいて算入が認められなくなった項目。

#### 図表 2 自己資本比率の(実質)最低所要水準の引き上げ

	普通株式等 Tier1比率	Tier1比率	総自己資本比率
現行告示(バーゼルⅡ)	実質2% <sup>(※1)</sup>	4% <sup>(‰2)</sup>	8%
告示改正案(バーゼル皿)	4.5%	6%	8%

- (※1)現行告示では普通株式等 Tier1 比率に相当する比率は規定されていないが、監督指針によってこれに相当する比率が 2%以上であることが実質的に求められている¹。
- (※2) 現行告示 6 条 1 項で、「補完的項目≦基本的項目 準補完的項目」(「基本的項目≧補完的項目+準補完的項目」) とされており、かつ、総自己資本比率(基本的項目+補完的項目+準補完的項目) ≧8%であるため、基本的項目の比率≧4%となる。
- (出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>1</sup> 銀行が、「基本的項目(Tier1)の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(資本金及び資本剰余金のうち普通株式(普通株式転換権付優先株式を含む。)以外の株式に相当する金額を除く。)が基本的項目(Tier1)の主要な部分を占めているか。」を含めて自己資本の質について分析を行っているかに着目して監督するとされており(「主要行等向けの総合的な監督指針」III-2-1-1-2-2(2))、実際上、Tier1( $\ge 4\%$ )のうち「通常の株主資本が中心」( $\ge 2\%$ ) であることが求められる。

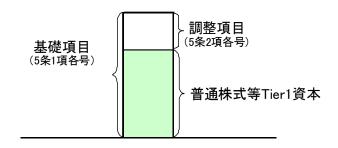


## 図表3 改正告示における最低所要水準(国際統一基準)の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

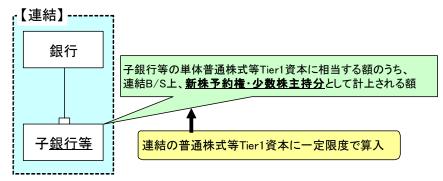
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## 図表 4 「普通株式等 Tier1 資本の額」



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

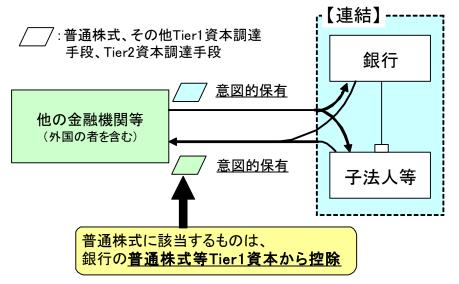
## 図表 5 普通株式等 Tier1 資本に算入される少数株主持分



(注) 持株会社形態の場合も、同様の扱いがなされる。

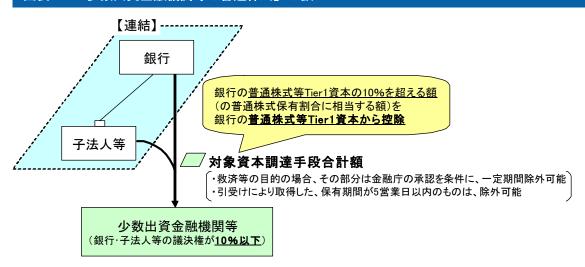


## 図表6 「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式」の扱い



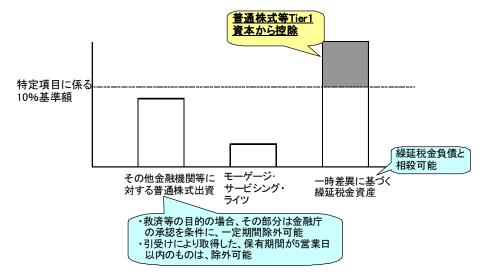
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## 図表 7 「少数出資金融機関等の普通株式」の扱い



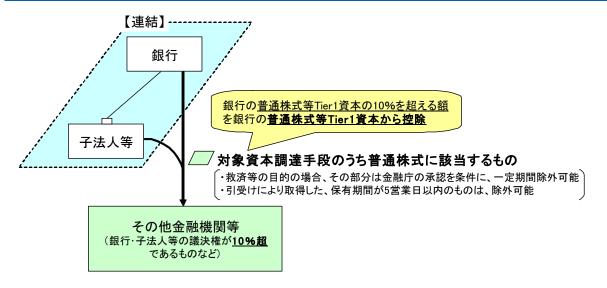


## 図表 8 上記 3 項目のうち、普通株式等 Tier1 から控除される部分



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

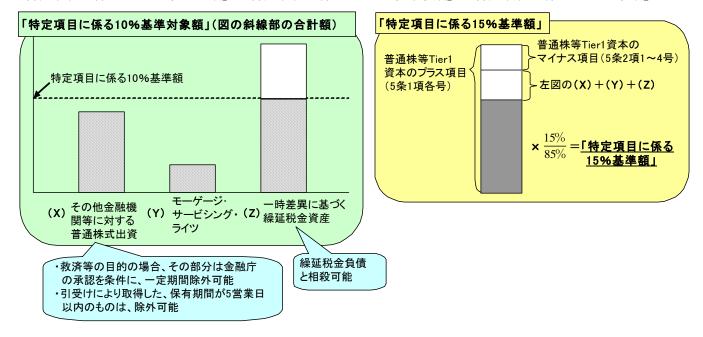
#### 図表 9 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの扱い





## 図表 10 「特定項目に係る 15%基準超過額」の額

「特定項目に係る 15%基準超過額」=「特定項目に係る 10%基準対象額」-「特定項目に係る 15%基準額」





## ◇レポート要約集

#### 【2日】

## 新たな中小企業会計の普及・活用策 ~中小企業の会計に関する検討会が報告書を公表~

2012年3月27日、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」(以下、検討会)及び「同ワーキンググループ」は、「中小企業の会計に関する検討会報告書」(以下、報告書)を取りまとめ、公表した。

既に 2012 年 2 月 1 日に検討会は、中小企業が参照するための会計処理や注記等を示す「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、基本要領)を公表した。今般の報告書は、この基本要領を普及、活用するための方策を取りまとめたものである。基本要領は、会社法上の計算書類等を作成する際の作業負担を最小限にとどめ、経営者が経営状況を把握しやすくすることが目的とされている。

基本要領の対象となる会社は、株式会社のうち、「金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の会計監査人設置会社」以外の会社が想定されている。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/12040201accounting.html

#### [5日]

#### 銀行等の報酬開示を拡充する府令等改正

2012年3月29日、銀行等の役員報酬等の情報開示を拡充する一連の内閣府令、告示等の改正が行われた。これはバーゼル銀行監督委員会の公表文書などを踏まえたものである。

具体的には、報酬委員会など報酬等のガバナンス・監督体制、報酬等の設計・運用の適切性、リスク管理・業績連動との関係、報酬等の種類・総額・支払方法などについて、事業年度ごとに作成・公衆縦覧される「業務及び財産の状況に関する説明書類」(中間事業年度についての「中間説明書類」を除く)で開示することが求められている。

内閣府令等の改正は、2012年3月29日から施行され、2011年4月1日以後に開始する事業年度に係る 説明書類について適用される。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12040501financial.html

## [11日]

#### 社外役員の開示強化

2012年3月30日、社外役員の開示を強化する開示府令の改正が公布された。

具体的には、①社外役員に該当する旨の注記、②社外役員の独立性に関する基準等の内容の開示、③社 外役員の所属会社・出身会社との利害関係の開示などが盛り込まれている。

これらの見直しは、2012年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(有価証券届出書については、2012年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とするもの)から適用される。

※本稿は、2012年3月21日付レポート「社外役員の開示強化案」を、最終的な府令等に基づいて書き 改めたものである。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12041101securities.html



#### 【12日】

## バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率 (連結)

~2013年3月期に3.5%、2014年3月期に4%、以後4.5%の水準が求められる~

3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、普通株式等Tier1比率について説明する。

普通株式等 Tier1 比率は 4.5%以上であることが求められる(2015 年 3 月 30 日まで経過措置あり)。 普通株式等 Tier1 比率の分子である普通株式等 Tier1 資本は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目(プラス項目) から普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目(マイナス項目)を控除した額である。

基礎項目には、普通株式や内部留保の他に少数株主持分も含まれるが、含まれる額が現行告示より制限される。本改正告示は2013年3月31日に適用されるが、基礎項目に関して経過措置が設けられている。一定の条件を満たす公的資金は全額2018年3月期まで基礎項目に算入できる一方、基礎項目に算入される「その他の包括利益累計額」は、2013年3月31日から全額算入されるわけではなく、2018年3月30日まで経過措置が設けられ、算入額は段階的に増加していく(2018年3月期に全額算入)。

調整項目には、一定の無形固定資産、繰延税金資産、繰延ヘッジ損益、前払年金費用、自己保有普通株式、などが含まれる。さらに、意図的に(相互に)保有している他の金融機関等の普通株式や、少数出資金融機関等の普通株式など(いわゆるダブルギアリング)が含まれ、これらは相手方の金融機関が銀行以外や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、間接的保有の場合も含む。

また、10%超の議決権を保有している金融機関等への普通株式出資、会計と税務の一時差異に基づく繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツの3項目については、それぞれ普通株式等 Tier1 資本の10%まで算入が認められる(算入額は、3項目で普通株式等 Tier1 資本の15%が上限)。調整項目(一部を除く)についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる(2018年3月期に全額算入)。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html

#### 【17日】

#### 法律·制度 Monthly Review 2012.3

#### ~法律・制度の新しい動き~

2012年3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部(旧・資本市場調査部)制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、東証が「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」を公表したこと(21日)や2012年度税制改正法案が可決・成立したこと(30日)、消費税増税を含む税制抜本改革法案が国会提出されたこと(30日)などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12041701law-others.html

#### ライツ・イシューに関する政・府令(大量保有編)

#### ~2011 年金商法改正関連シリーズ~

2012年2月15日、金融商品取引法に関連する一連の政令、内閣府令の改正が公布された。これは2011年5月に成立した金融商品取引法等の改正法のうち、施行日が公布日から1年以内の政令指定日(2012年4月1日)とされる事項に関する細則を定めたものである。

本稿では、ライツ・オファリング(ライツ・イシュー)に関する制度整備のうち、大量保有報告書に関する部分を紹介する。

いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングのうち、一定の要件を満たすものについては、株主は、新株予約権無償割当を受けたことのみを理由に、大量保有報告書(又はその変更報告書)を提出する義務はないものとされている。ただし、そのライツを行使した際には、大量保有報告規制の対象となる。



また、コミットメントにより行使されずに残った新株予約権を取得した引受証券会社についても、取得日から5営業日経過するまでに処分したものについては、通常の新株発行等の引受けの場合と同様に、株券等保有割合にカウントする必要はないものとされている。

※本稿は、2011 年 11 月 18 日付レポート「ライツ・イシューに関する政・府令案(大量保有編)」を、 最終的な政令、府令等に基づいて書き改めたものである。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12041701securities.html

#### 【19日】

#### バーゼルⅢ告示② Tier1 比率 (連結)

~2013年3月期に4.5%、2014年3月期に5.5%、以後6%の水準が求められる~

3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、Tier1比率について説明する(普通株式等 Tier1 比率については4月12日付拙稿参照)。

Tier1 比率は 6%以上であることが求められる(2015 年 3 月 30 日まで経過措置あり)。Tier1 比率の分子である Tier1 資本は、普通株式等 Tier1 資本とその他 Tier1 資本の合計額であり、その他 Tier1 資本は、その他 Tier1 資本に係る基礎項目(プラス項目)からその他 Tier1 資本に係る調整項目(マイナス項目)を控除した額である。

基礎項目には、「その他 Tier1 資本調達手段」に係る株主資本、新株予約権、負債や一定の少数株主持分などが含まれる。「その他 Tier1 資本調達手段」は、負債より劣後し、償還期限がなく、仮に償還を行う場合でも原則として発行後 5 年以後にしか行ってはならず(金融庁の確認が必要)、剰余金の配当・利息の支払をコントロールする資本調達手段である。さらに、(負債性資本調達手段の場合)連結普通株式等 Tier1 比率が一定水準を下回った場合に、元本の削減又は普通株式への転換がなされるという特約が付されていることが必要である。ただし、「その他 Tier1 資本調達手段」の要件には 2022 年 3 月30 日まで経過措置が設けられ、2010 年 9 月 11 日以前に発行された一定の優先出資証券・非累積的永久優先株は、基礎項目に算入できる(算入額は段階的に減少)。

調整項目には、自己保有その他 Tier1 資本調達手段、意図的に(相互に)保有している他の金融機関等の「その他 Tier1 資本調達手段」や、少数出資金融機関等(銀行の議決権が 10%以下)の「その他 Tier1 資本調達手段」、その他金融機関等(銀行の議決権が 10%超)の「その他 Tier1 資本調達手段」(いわゆるダブルギアリング)などが含まれる。これらは相手方の金融機関が銀行以外(保険会社等)や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有の場合も含む。調整項目(一部を除く)についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる(2018 年 3 月期に全額算入)。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html

#### EU、クロスボーダー・ヘッジのソブリン CDS 禁止?

#### ~空売り・CDS 規制の最終ルール公表~

2012 年 3 月 24 日、EU は、空売りと CDS に関する規制の最終ルール(レギュレーション)を公表している。

レギュレーションは、空売りポジションに関する透明性の強化、ネイキッド・ショート・セリングに対する制約、ネイキッドのソブリン CDS の禁止、規制管轄当局および ESMA の非常権限を柱としている。

レギュレーションの最大の目玉は、ネイキッドのソブリン CDS の禁止である。欧州委員会による法案には含まれていなかった制約である。

ネイキッドのソブリン CDS とは、デフォルト・リスクおよび価格下落リスクのいずれもヘッジしない、 投機目的のソブリン CDS をいう。

禁止を免れる「ヘッジ目的」の詳細は、欧州委員会による細則(2012年半ばに採択される見込み)にて 定められる。



細則を定める欧州委員会へのアドバイスをする ESMA は、クロスボーダー・ヘッジを目的としたソブリン CDS(たとえば、ギリシャ国債に対して大きなエクスポージャーを有するフランスの銀行に対するエクスポージャーをヘッジすべく、ギリシャ国債の CDS を購入しようとする場合)を認めない旨提案している。

こうした ESMA の意向に対しては、このようなケースの取引が投機目的であるとして禁止されるというのは不条理であるという批判が寄せられている。

最終的に、クロスボーダー・ヘッジを目的としたソブリン CDS が認められるか否かは、欧州委員会による細則にて定められることとなろう。そのため、これが採択されるまで、今後も重要な議論が継続されることとなる。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12041901securities.html

#### 【20日】

# M&Aを巡るインサイダー規制の見直し~2012年金商法改正関連シリーズ~

2012年3月9日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。法案には、組織再編を巡るインサイダー取引規制の見直しが盛り込まれている。

具体的には、①組織再編による保有株式の承継は、一定の場合を除き、上場株券等の「売買等」として インサイダー取引規制の対象とする、②組織再編の対価としての自己株式交付はインサイダー取引規制 の適用除外とするという内容である。

インサイダー取引規制の見直しについては、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12042001securities.html

#### 【24日】

#### 空売り規制強化、12年10月31日まで延長

2008 年秋に一連の空売り規制強化が実施された。そのうち、Naked Short Selling の受託禁止や空売りの残高情報 (ポジション情報) の報告義務などについては、実質的に時限措置とされている。その期限は、数回の延長を経て、2012 年 4 月 30 日までとされている。

2012 年 4 月 20 日、金融庁は、これらの措置を 2012 年 10 月 31 日まで延長する方針を発表した。その結果、空売り規制強化措置は、更に 6 ヶ月間延長されることとなる。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12042401securities.html

#### 自己株取得に係る市場規制緩和の延長(12年4月)

現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2012年4月30日まで緩和されている。

それをさらに 2012 年 10 月 31 日まで延長する方針が、4月 20 日、金融庁から公表された。

なお、緩和の内容は、(1)1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、(2)引け前30分間の買付けを可能とするというものである。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12042402securities.html



## 【25日】

## バーゼル皿告示③ 総自己資本比率(連結) ~2013年3月期に8%の水準が求められる~

3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、総自己資本比率について説明する(普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率については、それぞれ4月12日付、4月19日付拙稿参照)。

総自己資本比率は8%以上であることが求められる。総自己資本比率の分子である総自己資本は、Tier1 資本とTier2資本の合計額であり、Tier2資本は、Tier2資本に係る基礎項目(プラス項目)からTier2 資本に係る調整項目(マイナス項目)を控除した額である。

基礎項目には、「Tier2 資本調達手段」に係る株主資本、新株予約権、負債や、一定の少数株主持分、一般貸倒引当金などが含まれる。「Tier2 資本調達手段」は、劣後債務以外の負債に劣後し、償還期限が定められている場合は償還期限が5年以上であり(償還の際には金融庁の確認が必要)、剰余金の配当額・利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでない資本調達手段である。さらに、銀行が実質的な破綻状態に至った場合には元本の削減又は普通株式への転換がなされるという特約が付されていることが必要である。ただし、これらの条件を満たさない場合でも、現行告示で「補完的項目」に該当するものの一部は、2022年3月30日まで経過措置が設けられ、一定の条件を満たせばTier2資本に係る基礎項目に算入できる(算入額は段階的に減少)。

調整項目には、自己保有 Tier2 資本調達手段、意図的に (相互に) 保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段や、少数出資金融機関等(銀行の議決権が 10%以下)の Tier2 資本調達手段、その他金融機関等(銀行の議決権が 10%超)の Tier2 資本調達手段(いわゆるダブルギアリング)が含まれる。これらは相手方の金融機関が銀行以外(保険会社等)や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有の場合も含む。調整項目についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる(2018 年 3 月期に全額算入)。

http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html



## ◇4月の新聞·雑誌記事·TV等

掲載誌名等·日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (2012 年 5 月号)	FP のための会計・税務 ZOOM UP! Vol.14 中小企業の会計に関する 基本要領の公表	鳥毛 拓馬
大和総研調査季報 (2012 年春季号)	日本家計中期予測 ~2021 年までの経済成長で、税・社会保障の負 担増を乗り切る~	是枝 俊悟
大和総研調査季報 (2012 年春季号)	上場廃止について ~懲罰か?品質管理か?~	横山淳
フジテレビ「Mr.サンデー」 (2012 年 4 月 1 日放送)	税・社会保障一体改革等の負担増について試算 提供	是枝 俊悟
東京新聞朝刊 6 面等 (2012 年 4 月 15 日付)	東証の業績予想開示緩和についてコメント掲載	吉井 一洋
日経新聞 朝刊 25 面 (2012 年 4 月 18 日付)	2012 年度の税負担の変化について掲載	是枝 俊悟
フジサンケイビジネスアイ 3 面 (2012 年 4 月 23 日付)	東証の業績予想開示緩和についてコメント掲載	吉井 一洋
朝日新聞 朝刊 34 面 (2012 年 4 月 19 日付)	2012 年度の税・社会保険料負担の 変化について掲載	是枝 俊悟
ニッキン 21 面 (2012 年 4 月 27 日付)	債権者と株主の間の利害関係についてコメント	横山淳
NHK「双方向解説そこが知りたい!」 (2012 年 4 月 30 日放送)	「日本家計中期予測」の試算を提供	是枝 俊悟



## ◇4月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
4月3日	一人暮らしの方、新年度から家計簿をつけてみませんか? http://www.dir.co.jp/publicity/column/120403.html	是枝 俊悟
4月11日	国債のリスク・ウェイト見直しの議論から考える財政健全化の必要性 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120411.html	金本 悠希
4月24日	英国事情:カバード・ボンドの EU 統一規制を求める英国 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120424.html	鈴木 利光

